

## 田原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、田原市内で浄化槽等の設置整備事業を行う者に対して補助金を交付することにより、公共用水域の水質保全を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽のうちし尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であつて、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBODが20mg/l（日間平均値）以下の機能を有するとともに、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知）が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するものをいう。
- (2) 専用住宅 居住を目的とした住宅又は居住の用に供する部分と事務所、店舗その他これに類するものに供する部分とが併用されている住宅（居住の用に供する部分の床面積が2分の1以上であるものに限る。）をいう。

### (補助金の交付)

第3条 市長は、別表第1に定める地域内において、専用住宅に浄化槽等を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの
- (3) 市町村税を滞納している者
- (4) その他市長が不相当と認めた者

### (補助金額)

第4条 補助金の額は、浄化槽等の設置に要する費用の2分の1以内とし、別表第2の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の第2欄に定める額を限度とする。ただし、設置しようとする人槽が「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302 - 2000）」表による算定基準を上回る場合は、同表により算定した人槽の補助金を限度額とする。

(申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、工事施工前に補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の案内図及び排水経路図
- (3) 事業費見積書の写し、仕様書、カタログ及び図面
- (4) 「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」(平成4年10月30日衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知)が適用される浄化槽にあつては、登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)
- (5) 住宅等を借りている者は、賃借人の承諾書
- (6) 市町村税を滞納していないことを証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 建売住宅において、購入者が未定のまま工事施工を行い、その後建売住宅を購入する者が補助金の交付を受けようとする場合には、次に定めるところによる。

(1) 工事施工前に建売住宅の建築主(以下「建築主」という。)は、浄化槽設置工事確認申請書(第2号様式)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- ア 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- イ 設置場所の案内図及び排水経路図
- ウ 事業費見積書の写し、仕様書、カタログ及び図面
- エ 「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」(平成4年10月30日衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知)が適用される浄化槽にあつては、登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 市長は、前号の浄化槽設置工事確認申請書の提出があつたときは、その内容を審査して適格と決定した場合は、浄化槽設置工事確認済書(第3号様式)により通知するものとする。

(3) 建築主は、工事完了後、速やかに浄化槽設置工事完了報告書(第4号様式)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- ア 工事に係る経費の請求書の写し及び領収書の写し
- イ 工事施工の写真
- ウ 工事担当浄化槽設備士の証するチェックリスト
- エ その他市長が必要と認める書類

(4) 市長は、工事完了報告書を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、工事確認内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、浄化槽設置工事完了検査済証(第5号様式)により建築主に通知するも

のとする。

(5) 申請者は、補助金交付申請書に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- ア 建売住宅の売買契約書の写し
- イ 浄化槽設置工事完了検査済証の写し
- ウ その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により、補助金交付をすると決定したものに対しては、補助金交付決定通知書(第6号様式)により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書(第7号様式)によりそれぞれ通知するものとする。

(変更承認申請書等)

第7条 前条第2項の規定により、補助金交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、同項の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更するとき又は補助事業を中止もしくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(第8号様式)に関係書類を添付して速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更承認の通知)

第8条 市長は、変更承認申請書を受理したときは、第6条の例により変更承認通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(施工の確認)

第9条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助金に係る事業完了後、速やかに実績報告書(第10号様式)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。最終提出日は、当該年度3月31日とする。ただし、当該期日が日曜日、土曜日又は休日にあたる場合は、これらの前日とする。

- (1) 補助金に係る経費の請求書の写し及び領収書の写し
- (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助事業者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
- (3) 浄化槽法定検査依頼書の原本及び領収書の写し
- (4) 工事施工の写真

- (5) 工事担当浄化槽設備士の証するチェックリスト
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 建売住宅において、購入者が未定のまま工事施工を行い、その後建売住宅を購入した者の場合は、実績報告書に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し  
(補助事業者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
  - (2) 浄化槽法定検査依頼書の原本及び領収書の写し
  - (3) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（第11号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（第12号様式）による補助事業者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な行為等により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(返還金利息)

第15条 前条の規定により補助金の返還を命じられた者は、納付期日から返還日までの日数に応じ、その額に14.6%の利率で計算した利息を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、利息の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、田原市補助金交付要綱に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、愛知県浄化槽設置費補助制度の終了したときに、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1

補 助 対 象 地 域
<p>田原市のうち次に定める区域を除く地域とする。</p> <p>①下水道法に基づく公共下水道事業認可区域</p> <p>②農業集落排水事業整備区域（事業採択区域を含む）</p> <p>③その他市長が指定する地域（臨海工業地域ほか）</p>

別表第2

1	人 槽 区 分	2	金 額
5	人槽	332,	000円
7	人槽	414,	000円
10	人槽以上	548,	000円

補助金交付申請書

平成 年 月 日

田原市長 殿

申請者

住 所

氏 名

印

(氏名及び代表者名)

浄化槽を設置したいので、田原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 設置場所	田原市
2 浄化槽の型式	名称 認定番号
3 設置浄化槽の人槽	人槽
4 住宅所有者	1 本人 2 その他 ( )
5 実使用人口	人
6 住宅の種類	1 一般住宅 2 併用住宅
7 着工予定日	年 月 日
8 事業完了予定日	年 月 日
※添付書類 (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し、又は建築確認通知書の写し (2) 設置場所の案内図及び排水経路図 (3) 浄化槽設置工事見積書の写し、仕様書、カタログ及び図面 (4) 「合併浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」(平成4年10月30日衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知)が適用される合併浄化槽にあつては、登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票) (5) 住宅を借りている者は、賃借人の承諾書 (6) 市町村税を滞納していないことを証する書類 (7) その他市長が必要と認める書類	

浄化槽設置工事確認申請書

平成 年 月 日

田原市長 殿

建築主  
住 所  
氏 名 印  
(氏名及び代表者名)

浄化槽を設置したいので、田原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり工事の確認を申請します。

記

1 設 置 場 所	田原市
2 浄 化 槽 の 型 式	名称 認定番号
3 設置浄化槽の人槽	人槽
4 住 宅 建 築 主	
5 住 宅 の 種 類	1 一般建売住宅 2 併用建売住宅
6 着 工 予 定 日	年 月 日
7 事 業 完 了 予 定 日	年 月 日
<p>※添付書類</p> <p>(1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し、又は建築確認通知書の写し</p> <p>(2) 設置場所の案内図及び排水経路図</p> <p>(3) 浄化槽設置工事見積書の写し、仕様書、カタログ及び図面</p> <p>(4) 「合併浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」(平成4年10月30日衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知)が適用される合併浄化槽にあつては、登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>	

(注) この工事確認申請書は、建売住宅について、住宅購入者となる者が工事着工時点において未定の場合、提出するものとし、後日住宅購入者が確定した場合、速やかに住宅購入者が補助金交付申請書を提出し、補助金交付決定を受けなければならない。



浄化槽設置工事確認済書

田下第 号  
平成 年 月 日

建築主

住 所

氏 名

(氏名及び代表者名)

田原市長

平成 年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置工事確認については  
下記のとおり確認します。

記

1 設 置 場 所	田原市
2 浄 化 槽 の 形 式	名称 認定番号
3 設置浄化槽の人数	人槽
4 住 宅 建 築 主	
5 住 宅 の 種 類	
6 着工予定年月日	年 月 日
工事確認に対する条件	(1) 工事が予定の期間内に完了しない場合又は 工事の遂行が困難となった場合は、市長に報 告してその指示を受けること。 (2) 田原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 を遵守すること。

浄化槽設置工事完了報告書

平成 年 月 日

田原市長 殿

建築主

住 所

氏 名

㊞

(氏名及び代表者名)

平成 年 月 日付 田下第 号により浄化槽設置工事確認済書の通知を受けた浄化槽設置工事が完了したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業完了年月日 平成 年 月 日
- 2 添付書類
  - (1) 工事に係る経費の請求書及び領収書の写し
  - (2) 工事施行の写真
  - (3) 工事担当浄化槽設備士の証するチェックリスト
  - (4) 浄化槽法定検査依頼書の原本及び領収書の写し
  - (5) その他市長が必要と認める書類

## 浄化槽設置工事完了検査済証

殿

平成 年 月 日

検査員 下水道課長

㊟

平成 年 月 日付での浄化槽設置工事完了報告書の提出に伴い、内容を検査した結果については、下記のとおりです。

記

補助金交付対象人槽	人槽
設置場所	
工期	着手 平成 年 月 日 完了 平成 年 月 日
完了年月日	平成 年 月 日
建築主 住所名 氏名	
検査年月日	平成 年 月 日
検査結果	工事は申請内容どおり施工されており、適正と認める。
備考	

補助金交付決定通知書

田下第 号  
平成 年 月 日

様

田原市長

平成 年 月 日付で申請のあった田原市浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおり交付することを決定します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助対象人槽 人槽
- 3 補助金交付に対する条件
  - (1) 補助金申請内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
  - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
  - (3) 田原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を遵守すること。

補助金不交付通知書

田下第 号  
平成 年 月 日

様

田原市長

平成 年 月 日付で申請のあった田原市浄化槽設置整備事業補助金  
については、下記の理由により、不交付とします。

記

(不交付理由)

変 更 承 認 申 請 書

平成 年 月 日

田 原 市 長 殿

申請者

住 所

氏 名

印

(氏名及び代表者名)

平成 年 月 日付 田下第 号 により、補助金交付  
決定を受けた田原市浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のと  
おり変更したいので、田原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条第1項  
に基づき承認願います。

記

1 補助金交付申請内容の変更

変更前

変更後

変更申請金額 金 円

2 補助事業の中止

3 補助事業の廃止

(理由)

変 更 承 認 通 知 書

田 下 第 号  
平成 年 月 日

様

田原市長

平成 年 月 日付で申請のあった田原市浄化槽設置整備事業補助金  
の内容の変更について承認します。

記

(変更内容)

工期の変更

変更前

着手

完了

変更後

着手

完了

(変更理由)

実 績 報 告 書

平成 年 月 日

田原市長 殿

補助事業者

住 所

氏 名

印

(氏名及び代表者名)

平成 年 月 日付 田下第 号で補助金交付決定通知を受けた浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 事業完了年月日 平成 年 月 日
- 3 添付書類
  - (1) 補助金に係る経費の請求書及び領収書の写し
  - (2) 工事施行の写真
  - (3) 工事担当浄化槽設備士の証するチェックリスト
  - (4) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助事業者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
  - (5) 浄化槽法定検査依頼書の原本及び領収書の写し
  - (6) その他市長が必要と認める書類



補助金交付額確定通知書

田下第 号  
平成 年 月 日

様

田原市長

平成 年 月 日付で実績報告のあった田原市浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金交付確定額 金 円
- 2 補助金交付額確定に対する条件
  - (1) 浄化槽法定検査の結果書の写しを提出すること。
  - (2) 浄化槽法を遵守し、常に浄化槽が円滑に維持できるように努めること。
  - (3) その他市長が必要に応じて求める書類の提出をすること。

補助金交付請求書

平成 年 月 日

田原市長 殿

補助事業者

住 所

氏 名

印

(氏名及び代表者名)

平成 年 月 日付 田下第 号で補助金交付額確定通知のあった田原市浄化槽設置整備事業の補助金を、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金振込先

金融機関名	
本支店名	
預金種別	
口座番号	
こうざめいぎにん 口座名義人	